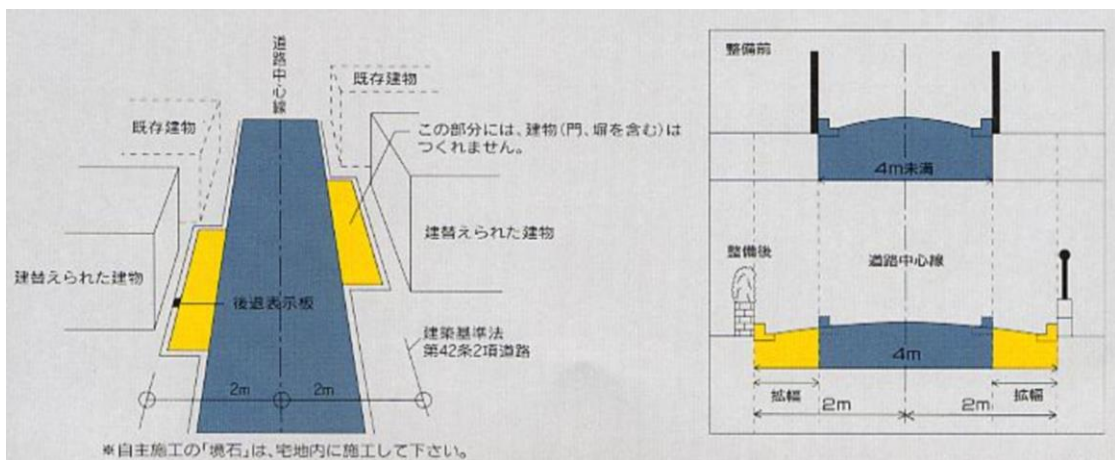


令和元年陳情第8号  
関係資料

細街路拡幅整備事業について

1. 事業の概要

幅員が4m未満の生活道路（細街路）を、建物の建替え等に併せて建築基準法第42条第2項に基づく後退線まで後退する際、申請者と区による後退線位置の確認、区による拡幅整備の実施、支障物の撤去や移設に必要な費用の一部助成、後退用地の寄付に対する奨励金交付などの誘導策を実施し、細街路の解消を促進している。昭和63年7月より事業開始。



2. 細街路の現状と拡幅整備実績

細街路の両側延長 : 約 335km (区内道路の約 3 割)  
これまでの拡幅整備実績 : 約 104km (平成 31 年 3 月末時点)

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
協議	402	427	449	405	423
整備	213	234	318	321	296
助成	102	58	26	26	6
奨励	2	7	8	4	2

(参考) 道路内の建築制限（建築基準法第44条）に関わる違反是正指導実績

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指導実績	20	11	12	19	6